

【新型コロナウイルス感染症対策支援】 雇用調整助成金申請書類作成に関する 個別相談のご案内

檀原商工会議所では、新型コロナウイルス感染症により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象として、雇用調整助成金の支給申請に関わる申請書類作成をサポートします。個別相談を下記の通り実施しますので、雇用調整助成金の支給申請をされる事業所様は、ぜひこの機会をご活用ください。

- 【開催日時】 令和2年5月14日（木）
①9時～ ②10時30分～ ③13時～ ④14時30分～
※相談時間は1社あたり90分、事前の予約制とさせていただきます。
- 【会場】 檀原商工会議所 会議室（檀原市久米町652-2）
※当商工会議所には専用駐車場がございません。お車でお越しの際は隣接する市営駐車場等（自己負担）をご利用ください。
- 【相談対応専門家】 社会保険労務士（檀原商工会議所専門家連携協議会所属）
- 【申込方法】 下記申込書を檀原商工会議所までFAXして下さい。
※必要に応じて持参いただく書類を檀原商工会議所からご連絡いたします。
- 【定員】 8事業所 ※相談会は完全予約制（先着順）となります。※会員のみ
- 【相談料】 無料 ※相談内容により別途費用が掛かる場合があります。

（注）今回の個別相談では、手続き申請書類作成に関する相談となります。雇用調整助成金の概要については、厚生労働省 雇用調整助成金のホームページにてご確認ください。

厚生労働省 雇用調整助成金ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

雇用調整助成金とは

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご参加にあたっては、咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

檀原商工会議所 行き 雇用調整助成金申請書類作成に関する個別相談 申込書
FAX 0744-28-4430

事業所名			
事業所所在地	〒		
	TEL	FAX	
参加者名	従業員数		名
相談希望時間	※相談希望する時間に☑して下さい。ただし、申込み状況により希望に添えない場合があります。 <input type="checkbox"/> 9:00～ <input type="checkbox"/> 10:30～ <input type="checkbox"/> 13:00～ <input type="checkbox"/> 14:00～		

ご記入いただきました個人情報は、相談会運営以外の目的で使用することはありません。

申込・お問い合わせ先

檀原商工会議所

檀原市久米町652番地2

TEL 0744-28-4400 FAX 0744-28-4430